

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 11日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県尾道市土堂2丁目8-14

氏名 株式会社 青木組 代表取締役社長 渡邊 一雄

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

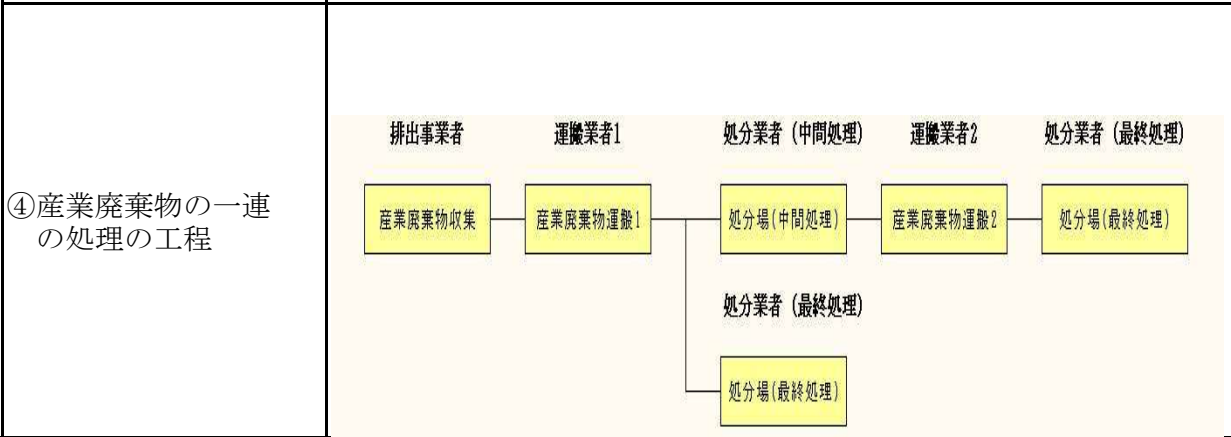
電話番号 0848-23-3131

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 青木組 広島本社
事業場の所在地	広島県尾道市土堂二丁目8番14号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **条例別紙 1, 2のとおり**

①事業の種類	建設業
②事業の規模	完工高50億程度
③従業員数	78人



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

統括責任者
土木部長：小島 浩輝
廃棄物担当者
土木部次長：奥村 卓
工事責任者
各現場所長

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **条例別紙 1, 2 のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 条例別紙 1, 2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度(令和6年度)実績量
 計画：今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																					
汚泥																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類	41.335	20										41.335	20			1.18	0				
紙くず																					
木くず	14.63	10										14.63	10			14.63	10				
繊維くず																					
動植物性残さ																					
動物系固形不要物																					
ゴムくず																					
金属くず	1.33	0										1.33	0			1.13	0				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																					
鉢さい																					
がれき類	756.3	300										756.3	300			756.3	300				
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
建設混合廃棄物																					
合計	813.595	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	813.595	330	0	0	773.24	310	0	0	0	0

条例別紙2（条例-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	完工高50億程度
③従業員数	78人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[排出事業者] --> B[産業廃棄物収集] B --> C[運搬業者1] C --> D[産業廃棄物運搬1] D --> E[処分業者 (中間処理)] D --> F[処分業者 (最終処理)] E --> G[処分場 (中間処理)] F --> H[処分場 (最終処理)] </pre>

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

統括責任者	土木部長：小島 浩揮
廃棄物担当者	土木部：奥村 卓
	登録リサイクル製品の使用促進
	廃棄物処理計画書の作成および実践
工事責任者	工事完了毎にマニフェスト交付状況報告書及び処理状況報告を提出させ、環境保全意識の高揚を図る。
	①廃棄物処理・軽減（創意工夫を含む）計画書の実践
	②建設副産物情報交換システムへの登録および活用
	③管理状況の把握および改善
	④処理業者・再利用業者の調査および選定
	⑤委託契約の締結
	⑥建設系マニフェストの発行および管理
	⑦社員および協力会社への教育・訓練
	⑧監督官庁への報告
⑨その他関連事項	

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 排出量の削減：施工方法の再検討や、施工範囲および施工数量を明確化して、設計に対するロス率を低減する。
②計画	（今後実施する予定の取組） ① 上記”現状”と同様に実施する。 ②リサイクル製品およびECO認定商品の使用。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物コードの種類に準じて分別を行っている。 混載禁止の徹底：積込時に必ず確認を行う。 工程毎の搬出：各工程で発生したものは都度搬出する。
②計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記”現状”と同様。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係法規則を遵守する。 ・ 発生した産業廃棄物の処理を運搬及び処理業者に委託する場合は、許可証の確認を行い委託契約の締結し、マニフェストにて適切な管理を行う。
②計画	(今後実施する予定の取組) 上記”現状”と同様。